

保育施設の構造設備の瑕疵を争点に含む 保育事故の裁判例の考察(2)

古 畑 淳

Analysis of Cases of Childcare Accidents Involving a Defect in the Structure and Facilities of a Nursery School (2)

Jun FURUHATA

- I はじめに
- II 市立保育所における園児の転倒負傷事故の事例（東京地裁八王子支部1998（平成10）年12月7日判決）（以上、第15号）
- III 園舎屋上駐車場からの自動車転落による園児の死亡事故の事例（名古屋高裁2006（平成18）年2月15日判決）
- IV おわりに

III 園舎屋上駐車場からの自動車転落による園児の死亡事故の事例（名古屋高裁2006（平成18）年2月15日判決、判例時報1948号82頁）

1. 事案の概要

(1) 社会福祉法人 Y1 が経営する A 保育所（以下「本件保育所」という）は、園舎 1 階屋上に駐車場（以下「本件駐車場」という）を設置していたが、本件駐車場は園舎に隣接する園庭から約 3.6メートルの高さに位置するものであった（園庭から駐車場柵の基礎上端までの高さである。なお、園庭から園舎の庇の上端までは 2.95メートルの高さであった）。

本件駐車場は、平成 12 年 4 月頃の園舎増築の際に設けられたものであるところ、本件駐車場には、その北側（園庭側）に 15センチメートル高い段差となったコンクリートの車止めがあり、その北側先に転落防止用の柵（以下「本件駐車場柵」という）の基礎となる厚さ 22センチメートル、高さ 25センチメートルのコンクリートの腰壁が設置されていた。そして、腰壁の上に直径 4.27センチメートルの支柱等からなる高さ約 95センチメートルの本件駐車場柵が設置されていた。なお、本件駐車場には、本件駐車場柵以外に防護柵は設置されておらず、本件駐車場柵より先は約 95センチメートル突き出た庇があるのみであった（本件駐車場は一応、建築基準法による建築確認を得て、専門業者がその設計及び工事を行ったものである）。また、本件駐車場北側の直ぐ下は園庭になっており、本件駐車場南側は公道に接していた。

(2) 平成 14 年 9 月 18 日午後 4 時 5 分頃、孫の迎えのために普通乗用車（車両重量 1530 キログラムの日産ラルゴ）を運転して本件保育所にきた Y4 は、本件駐車場において運転操作を誤り、

同駐車場の車止めを乗り越え、本件駐車場の柵を突き破って、乗用車を本件園庭に転落させた。これにより同園の園児である女兒（平成11年6月生まれ）が同車の下敷きになって、頭蓋骨陥没等の傷害により死亡した（以下「本件事故」という）。本件事故は、Y4が運転する乗用車が公道から右折して本件駐車場に進入したところ、そのまま本件駐車場北側の本件駐車場柵に乗用車の前部を衝突させ、一旦後退した後に、更に前進してその前部を本件駐車場柵に衝突させて、乗用車を本件園庭に転落させたというものである。最初の衝突事故は、Y4が速度調節を誤ったかブレーキとアクセルを誤操作したことによるものと推認され、2回目の衝突事故は、Y4が最初の衝突事故を起こしたことにより狼狽してパニック状態に陥っていたため、慌てて乗用車を急発進させたことによるものと推認されている。

(3) ところで、本件駐車場においては、本件事故に先立つ平成14年2月に、保護者の自動車本件駐車場の車止めを乗り越え、本件駐車場柵に衝突するとの事故が発生していた。この事故では、本件駐車場柵の1つの支柱が北側にくの字に曲がり、その根本が砕けて本件駐車場の基礎から本件園庭側に外れ、さらにその隣の支柱も変形してその根本部分が本件駐車場の基礎と共に損傷するなどした。また、これらの支柱間の下継ぎが切れて本件園庭側に外れ、立子も全て本件園庭側にくの字に曲がるなどした（以下「本件駐車場2月事故」という）。しかし、法人Y1の代表者理事であるY2は、事故の現場を直接見に行くことをせず、本件駐車場柵の損傷状況等について写真による確認もしなかった。また、本件保育所の園長であるY3は、本件保育所の保育士から同事故の報告を受けたにもかかわらず、本件駐車場まで赴き現場を確認することをしなかった。そして、本件駐車場の損傷についての補修工事は、法人Y1の担当としてはB主任が主に係わったが、損傷部分について事故前の状態に戻すとの内容の補修が行われたただけであった。したがって、事故前の状態より本件駐車場柵の強度が増したということとはなかった。なお、Y2・Y3は、本件駐車場2月事故の前も後も、保育士らに対して、本件駐車場のすぐ下にある本件園庭に園児らを近づけないようにとの指示ないし指導をしたことはなかった。

(4) 以上について、死亡した園児の両親であるX1・X2が、法人Y1に対して、幼児保育委託契約による安全配慮義務不履行責任、民法709条による安全配慮義務違反の不法行為責任、同法717条1項の土地工作物所有者責任等に基づいて損害賠償を請求するとともに、Y2・Y3に対して、安全配慮義務不履行責任、民法709条による安全配慮義務違反の不法行為責任等に基づいて損害賠償を請求した。また、本件事故を発生させたY4に対して、自動車損害賠償保障法3条本文ないし民法709条の不法行為責任に基づいて損害賠償を請求した。

(5) X1・X2の請求について原審の名古屋地裁は、法人Y1に対し、民法717条1項の土地工作物所有者責任に基づいて、Y4については、自動車損害賠償保障法3条ないし民法709条に基づいて、損害賠償義務を負う旨の判決をしたが、X1・X2のその余の請求については棄却する旨の判決をした（名古屋地裁2005（平成17）年3月29日判決、判例時報1898号87頁）。そこで、原審に不服のX1・X2、法人Y1・Y4の双方が控訴した。

2. 裁判所の判断【変更（確定）】

(1) 法人 Y1 の民法 717 条 1 項の土地工作物所有者責任について

① 本件駐車場の設置又は保存の瑕疵について

「本件園庭には多数の本件保育園児、保護者及び職員が存在していることが予定されているから、本件駐車場から駐車ないし方向転換の自動車が発脱して園庭に落下することは絶対に防止しなければならない。とりわけ、自己防衛力のほとんどない幼い園児らに対しては、その生命身体の保護に徹して、(略) 児童福祉施設最低基準に定められているとおり、その構造設備は危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。本件駐車場に防護柵がなく、運転操作の誤り等により自動車が園庭に落下した場合は、その下にいる園児が重大な被害を被ることは明らかである。したがって、本件駐車場柵は、多数の園児の命を守る生命線というべきものであり、その強度やこれと一体となった本件駐車場の構造については、高度の安全性が要求されるものと解するのが相当である。」

本件では、本件駐車場の構造等から、「本件駐車場柵の強度が問題となるところ、本件駐車場 2 月事故及び本件事故による本件駐車場柵の上記各損傷状態、原告ら提出の C 大学 D 教授の鑑定書等において、本件駐車場柵の強度は 10 キロニュートンより若干大きめであるとされており、交通事故調査鑑定人 E の意見書において、本件駐車場柵は、7.6 トンの衝撃力に耐え得なかったとされていること、昭和 61 年 9 月 1 日住指発第 185 号通達「立体駐車場における自動車転落事故防止対策について」によれば、本件事故当時、国土交通省は、立体駐車場における自動車の転落防止対策の設計指針の基準として、床面からの高さ 60 センチメートルの位置で、幅 160 センチメートルにわたり、25 トンの衝撃力が加わっても自動車の転落を有効に防止できるような装置等を設置することを定めていること（本件駐車場設置時のみならず、平成 14 年 2 月においては本件駐車場 2 月事故を反省して本件駐車場柵の強度改善をする機会があったから、その時点においても同設計指針の基準が参考とされるべきである。）等に照らすと、本件事故当時、本件駐車場柵の強度は、駐車ないし方向転換自動車の衝突による転落を防止するには不十分であったと認められる（法人 Y1 から提出の F 技術士「機械・総合技術管理部門」の報告書等（略）においてさえ、本件駐車場柵は、13.4 トンないし 20.8 トンの衝撃力にしか耐え得ないと受け取れる記載をしている。）。したがって、本件保育園は上記のごとき構造となっており、本件駐車場は、本件園庭の園児らの生命身体を守る高度の安全性を要求されることからすれば、本件事故当時、その通常有すべき安全性を欠いていた状態であるといわざるを得ない。」

以上については、本件駐車場は立体駐車場ではないため、「上記昭和 61 年 9 月 1 日住指発第 185 号通達が本件駐車場設置当時ないし本件事故当時において、本件駐車場に適用がなかったと解釈されるときも、同通達は、本件駐車場の瑕疵の有無を認定するに当たって参考となるものである。」

法人 Y1 は、同通達が適用されると認識する者にとっては意味があるが、適用されていないと認識する者にとっては意味がないから、同通達どおりの強度の装置を設置する義務の根拠とならない旨主張する。

しかし、本件駐車場は自動車の転落事故を想定し、これを有効に防止できるような構造設備が設けられているべきものであることは上記認定のとおりであり、転落を有効に防止できるための構造設備としては、その当時、本件駐車場には上記通達の適用がなかったとしても、通達の趣旨や対象を考慮すると、本件駐車場においても同通達と同程度の構造設備を備えることが、『通常有すべき安全性』の要件である。」

「なお、本件駐車場が建築基準法による建築確認を得ているとしても、瑕疵の有無は、客観的、実質的に判断されるものである上、本件駐車場の場合は、上記昭和61年9月1日住指発第185号通達等も参考になるというべきであるから、上記認定を左右するものではない。」

「以上によれば、土地の工作物たる本件駐車場の設置又は保存には瑕疵があったというべきであり、本件事故は上記設置又は保存の瑕疵により発生したものと認められる。」

②本件駐車場の瑕疵と本件事故との間の因果関係について

本件駐車場の瑕疵と本件事故との間の因果関係であるが、「オートマチック車が駐車ないし方向転換に際して、アクセルとブレーキを踏み間違えたり、前進と後退のギアを誤操作したりすることは、本件駐車場2月事故及び本件事故のごとく、ままあることである。また、運転ミス等により慌てたりパニック状態となったため、誤操作を繰り返すということも必ずしも稀なことではない（法人Y1は、本件事故の異常性（特にY4の2回目の衝突事故）を^{るる}主張するが、パニック状態となったことにより誤操作を繰り返すということが通常考えられないとはいえない。）。したがって、本件駐車場の瑕疵と本件事故との因果関係は認められるというべきである。」

③結論

「以上によれば、(略)法人Y1は、民法717条1項の工作物所有者責任に基づき、本件事故による損害賠償責任を負うものと認められる。」

(2) 法人代表者理事 Y2の責任について

「Y2は、法人Y1の代表者理事として、法人Y1が経営する本件保育園の業務について委任ないし準委任されていた」者であり、「本件保育園の修繕等については専決で処理できる権限を有していた」者である。

「本件駐車場2月事故による本件駐車場柵の損傷は、柵が変形するに留まらず、支柱の根本部分が基礎から外れ、支柱間の下継も切れるというものであったから、一般人が見れば、本件駐車場柵は、自動車の衝突・転落事故に対し高度の安全性（強度）を備えていないのではないかと、不安ないし疑問を十分抱かせるものであったと認められる。(略)したがって、一般人であれば、本件駐車場柵に本件駐車場2月事故発生以前の状態に還元するだけでは、自動車の衝突・転落という事故が発生することを十分防ぐことはできず、何らかの対策を講じる必要があることは十分認識できたと認められる。」したがって、「Y2としては、本件駐車場2月事故がどのような態様（原因）で発生したのかということや、本件駐車場2月事故により本件駐車場柵の損傷の程度等を確認の上、本件駐車場の構造が高度の安全性を満たしたものであるか否かを検討し、責任を持った判断ができないのであれば、設計事務所等に対しそのための調査な

いし確認を求めるべき注意義務があったというべきである。ところが、Y2は、(略)同事故の現場を直接見に行くことはせず、本件駐車場柵の損傷状況等について写真による確認もせず、補修についても(略)その内容について確認しなかったのであるから、Y2には上記注意義務違反があったというべきである。」そして本件では、「Y2が上記注意義務を尽くしていれば、本件駐車場柵の強化等本件事故の発生を防止するために必要な措置を取ることが可能であったと認められる。

したがって、Y2には、本件事故につき、民法709条の不法行為責任がある。」

(3) 保育所園長 Y3の責任について

「本件駐車場の構造については高度の安全性が要求される場所、実際に車両が本件駐車場柵に衝突するという事故が発生したのであるから、本件保育園の園長として本件保育園の施設管理、人的管理等について委任ないし準委任されていたY3としては、本件駐車場2月事故がどのような態様(原因)で発生したのかということや、本件駐車場2月事故による本件駐車場柵の損傷の程度等を確認の上、本件駐車場の構造が高度の安全性を満たしたものであるか否かを検討し、安全性を確認できない場合には、Y2に対し、設計事務所等に安全性に関する調査を求めるよう勧告するとともに、安全性が確認されるまで、本件駐車場の利用を中止する等所要の措置をとるべき注意義務があったというべきである。

しかし、(略)Y3は、本件駐車場2月事故の後、本件駐車場の使用を中止したことはなく、保育士らに対し、本件駐車場のすぐ下にある本件園庭に園児らを近づけないようにという指示ないし指導をしたこともなかったことが認められる。また、Y3が、本件駐車場2月事故の後、Y2に対し、本件駐車場の安全対策を強化するように要望したことを窺わせる証拠はない。したがって、Y3には、注意義務違反があったというべきである。」また、「本件駐車場2月事故発生報告を受けたY3は、事故の態様や本件駐車場柵の損傷の程度について確認すべき注意義務があったにもかかわらず、上記報告を受けただけで、上記の確認をしなかったのであるから、Y3には注意義務違反があるというべきである。」

本件では、Y3が「注意義務を尽くしていれば、本件駐車場柵の強化や本件駐車場の使用禁止等本件事故の発生を防止するために必要な所用の措置を講ずることが可能であったと認められる。

したがって、Y3には、本件事故につき、民法709条の不法行為責任がある。」

3. 検討

(1) 本件事故について

本件は、社会福祉法人が経営する保育所の園舎屋上に設置された駐車場(本件駐車場)から乗用車が転落した事故により、園庭にいた園児が死亡したとの事故について、園児の両親であるX1・X2が、社会福祉法人Y1、法人の代表者理事Y2、保育所園長Y3、乗用車を運転していたY4に対して、損害賠償を請求したという事案である⁽¹⁸⁾。

保育所の園舎からの落下物により発生した事故としては、国土交通省国土技術政策総合研究

所開発の建物事故予防ナレッジベース⁽¹⁹⁾によると、本件事故のほか、園舎2階屋根に積もっていた雪（幅7メートル、奥行き8メートル、厚さ80センチメートル）が滑り落ち、園舎の園庭側の軒下で遊んでいた幼児2名が生き埋めとなり、6歳の男児が死亡、5歳の男児が一時意識不明（後に回復し軽い怪我）、2人の近くにいた6歳男児が固まった雪が頭にぶつかり、頭を切る怪我をしたとの事故の事例（事故発生日は2006年1月16日）が紹介されている⁽²⁰⁾。園庭が保育所を利用する児童の遊び場であり、また、様々な保育の活動が実施される場であることからすると、園庭での事故防止のための各種の措置、具体的には、園舎に付属する設備の点検と安全性の確保、また、園庭に隣接する園舎等の設備からの落下物の防止対策（落下物の除去をはじめ、落下防止装置の設置など）の検討が必要であると言えることができると思われる⁽²¹⁾（もちろん、園庭に限らず、園児が活動する場所（保育室内等）における物品等の落下物の防止も重要である）。

さて、本件では、本件事故の発生について、主に、本件駐車場を設置し、維持・管理する法人Y1の責任、また、法人代表者理事Y2及び保育所園長Y3の責任が争われている。以下では、それぞれの責任に対する裁判所の判断について、本稿の問題関心にしたいが、法人Y1の責任を中心に検討を行っていくこととする。

(2) 法人Y1の民法717条1項の土地工作物所有者責任——本件駐車場は通常有すべき安全性を備えたものであったかについて

本件の中心的な争点の1つは、土地の工作物たる本件駐車場に瑕疵があったかどうかである。これについて死亡した園児の両親は、本件駐車場の設置又は保存の瑕疵を主張して、民法717条1項の土地工作物所有者責任に基づき、法人Y1に対して損害賠償を請求している。民法717条1項は、「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたとき」は、その工作物の占有者及び所有者は、その損害を賠償しなければならない旨を定めているが、同項にいう土地工作物の設置又は保存の「瑕疵」とは、「工作物が、その種類に応じて、通常予想される危険に対し、通常備えているべき安全性を欠いていること」をいうと解されている。そして、その判断に際しては、「当該工作物の構造、用途、場所的環境及び利用状況等の事情を総合考慮したうえ、通常予想される危険の発生を防止するに足るものであるかを具体的、個別的に判断する」とされている⁽²²⁾。

そこで、本件においても、土地の工作物たる本件駐車場に、以上の意味での「瑕疵」が存在したかどうか問題となる。

①本件駐車場の設置又は保存の瑕疵について

まず、判決は、園庭に隣接する園舎の屋上に設置されていた本件駐車場について、児童福祉施設最低基準（当時）の5条5項が定める内容に言及して、「その構造設備は危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。」ことを確認している。そして、本件駐車場には防護柵の設置がなされていないことを指摘して、したがって、本件駐車場に設置された「本件駐車場柵は、多数の園児の命を守る生命線というべきものであり、その強度やこれと一体となった本件駐車場の構造については、高度の安全性が要求される」と述べている。以上については、

まず、判決が、本件駐車場には「高度の安全性」が要求されると述べている点に注目する必要があると思われる。

そして、判決は、以上の判示の下、本件駐車場の構造等を確認して、本件では「本件駐車場柵の強度が問題となる」とし、これを中心的な争点として、本件駐車場柵が自動車の転落を防止するに足る強度を有していたかどうかについて、すなわち、本件駐車場柵の「通常有すべき安全性」についての判断を行っている（判決が、本件駐車場柵の強度に着目したのは、本件駐車場の構造においては、㊦車止めの段差は15センチメートルあるにすぎないため、一般の自動車がブレーキをかけずに勢いよく進行した場合、容易にその車止めの段差を越えてしまうことになるという点。そして、㊧車止めの段差を越えた自動車は、その前輪が本件駐車場の床面より15センチメートル高くなった段差の上に乗っている状態となるため、その前部バンパーは高さ25センチメートルの本件駐車場柵の基礎部分に直接当たらず、本件駐車場柵に当たり、前進する自動車の推進力、衝撃力をもっぱら本件駐車場柵が受けることになるという点、に注目したからである（判例時報1898号101頁）。

この争点、すなわち、本件駐車場柵の強度について判決は、㊨大学教授による鑑定書等、㊩交通事故調査鑑定人の意見書（以上、原告提出）、㊪技術士の報告書等（被告提出）がそれぞれに示す本件駐車場柵の強度を確認ないし指摘の上、これを前提として、当該強度が、本件事故当時に建設省（当時）が発出していた通達「立体駐車場における自動車転落事故防止対策について（昭和61年9月1日住指発第185号通達）⁽²³⁾」（本稿では以下「昭和61年建設省通達」という）に記載の「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」（以下「昭和61年設計指針」ともいう）が示す「転落防止装置等の強度⁽²⁴⁾」に適合するかどうかについて判断している。

そして判決は、以上の判断において、「本件事故当時、本件駐車場柵の強度は、駐車ないし方向転換自動車の衝突による転落を防止するには不十分であったと認められる」と結論付けて、本件保育所の構造を確認の上、「本件駐車場は、本件園庭の園児らの生命身体を守る高度の安全性を要求されることからすれば、本件事故当時、その通常有すべき安全性を欠いていた状態であるといわざるを得ない。」「土地の工作物たる本件駐車場の設置又は保存には瑕疵があったというべきであり、本件事故は上記設置又は保存の瑕疵により発生したものと認められる。」と述べて、法人Y1の民法717条1項の土地工作物所有者責任を認める判断をしている。

判決はこのように、本件駐車場の設置又は保存の瑕疵の有無について、行政通達が示す設計指針（ガイドライン）に照らして、本件駐車場の設置又は保存の瑕疵の有無を判断しているが、判決が、専門技術的な判断を要する本争点について、科学的知見に基づき作成された設計指針（ガイドライン⁽²⁵⁾）を拠り所として、本件駐車場柵が自動車の転落を防止するに足る強度を有していたかどうかについての判断をしている点が注目される。本件においては、直下の地面からの高さが一定以上のところに設置される駐車場について、駐車場からの自動車の転落を防止することを目的とする設計指針（ガイドライン）が存在していたことが、「通常有すべき安全性」の判断において、重要な役割を果たしているといえることができる。

ところで判決は、以上の判断において、昭和61年建設省通達が示していた昭和61年設計指針の本件駐車場への適用について、また、本件駐車場の瑕疵の有無の判断における昭和61年設計指針の適用について、以下のように判示している。すなわち、昭和61年設計指針は、「本件駐車場設置当時ないし本件事故当時において、本件駐車場に適用がなかったと解釈されるところでも、同通達は、本件駐車場の瑕疵の有無を認定するに当たって参考となるものである。」また、「その当時、本件駐車場には上記通達の適用がなかったとしても、通達の趣旨や対象を考慮すると、本件駐車場においても同通達と同程度の構造設備を備えることが、『通常有すべき安全性』の要件である。」などと判示している。

判決の以上の判示部分の内容を検討するに際しては、昭和61年建設省通達が示していた昭和61年設計指針の内容をまず確認しておく必要がある。そこで以下、昭和61年設計指針の内容について、若干の説明を行っておくこととする。

まず、昭和61年設計指針は、その目的を「立体駐車場の内部において、通常考え得る程度の誤操作により、自動車が駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止すること」と定めていた。そして、適用範囲を「直下の地面からの高さが5.1メートル以上の部分（公共の用に供する道路、広場等に転落するおそれがある場合においては、2.1メートル以上の部分）を駐車場に供する場合で、当該部分のうち、駐車用の又は車路に供する部分が建築物の外周部分にある場合」と定めていた。このように、昭和61年設計指針は「立体駐車場」を対象として作成されたものであり、適用対象も、直下の地面からの高さが5.1メートルに満たない場合にあっては、高さが2.1メートル以上で、自動車が「『公共の用に供する道路、広場等』に転落するおそれがある場合」とするに過ぎないものであったのである⁽²⁶⁾。したがって、本件駐車場の瑕疵の有無の判断においては、昭和61年建設省通達の昭和61年設計指針の内容には依拠せずに、瑕疵の有無を判断するというのも有り得たわけであるが（法人Y1らは、昭和61年設計指針が示す基準は立体駐車場に対するものであり、本件駐車場には適用がないものである旨の主張していた（判例時報1898号92頁））、本判決は、そのような態度をとることはせず、「通達の趣旨や対象を考慮すると」と述べて、「本件駐車場においても同通達と同程度の構造設備を備えることが、『通常有すべき安全性』の要件である。」と判示して、昭和61年設計指針が示す安全基準を、園舎屋上に設置された本件駐車場にも適用するとしたのである。

判決の以上の判断は妥当な判断であると言うべきであるが、やはり、この部分の判断で重要であったというべきなのは、昭和61年設計指針は、直下の地面から一定の高さの位置に設置される駐車場について、自動車の転落事故防止を目的として、具体的に、安全確保ないし危険防止の観点から作成されたものであったという点である。駐車場からの自動車転落事故の防止の要請は、立体駐車場のみに存在していたわけではなく、また、事故防止の要請は、自身で自己の身体の安全の確保を図ることが困難である児童の生活・活動空間（保育施設等）において、より一層、働いていたと見ることができるのである。以上のことから、判決が、本件駐車場欄の瑕疵の有無について、昭和61年設計指針が示す安全基準を適用して判断を行うとしたことは、妥当な判断であったと評価することができるのである。

以上、本件駐車場の設置又は保存の瑕疵の有無についての判決の判断について検討してきたが、本項での検討の最後に、「通常有すべき安全性」の判断において注意を要することに触れておくこととしたい。それは、判決も述べるように、土地工作物は、「建築基準法による建築確認を得ているとしても、瑕疵の有無は、客観的、実質的に判断されるものである」という点である⁽²⁷⁾。とくに本件については、乳幼児期にある児童が利用する保育所の構造設備の安全性が問題となっていた事案であるということに注意する必要がある。児童福祉の法令は、「児童福祉施設の構造設備は、……入所している者……に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。」(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第5項)と規定しているのであるから、保育所に設置される駐車場については(園舎の屋上に設置される駐車場についてはなおさら)、保育施設に相応しい一層の「安全性」(判決は「高度の安全性」と述べていた)が要求されると考えなければならないのである。いずれにしても、保育所の設置者は、以上に指摘した点に十分留意して、保育所の構造設備を設置し保存する必要があると言えるのである。

②本件駐車場の瑕疵と本件事故との間の因果関係について

民法717条の土地工作物責任が成立するためには、瑕疵と損害との間に因果関係が存在することも必要である。本件においては、園庭で園児が死亡するとの事故が、本件駐車場に瑕疵があったことにより生じたと言えるのが問題となる。

この点について法人Y1は、Y4の事故は「到底通常生じうる事態」とはいえない予測不能のものであり、園児の死亡(損害)と本件駐車場の瑕疵(原因)の間には、因果関係は成立しない旨の主張をしたが(判例時報1898号94頁)、判決は、「オートマチック車が駐車ないし方向転換に際して、アクセルとブレーキを踏み間違えたり、前進と後退のギアを誤操作したりすることは、本件駐車場2月事故及び本件事故のごとく、ままあることである。また、運転ミス等により慌てたりパニック状態となったため、誤操作を繰り返すということも必ずしも稀なことではない」と述べて、法人Y1の主張を退ける判断をしている。この部分の判断も、次に確認する事実からみて、妥当な判断であると言えることができる。

まず、昭和61年設計指針は、前記のとおり、「通常考え得る程度の誤操作」を想定して、「自動車は駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止することを目的」として作成されたものである。そして、本件ではこの点、事故を惹起させたY4は、故意により自動車を転落させたわけではなく、運転操作の誤りにより事故を発生させたものである(1. 事案の概要(2))。判決がいうように、本件におけるY4のように、駐車場で「誤操作を繰り返すということも必ずしも稀なことではな」く、「パニック状態となったことにより誤操作を繰り返すということが通常考えられないとはいえない。」つまり、Y4が惹起させた事故は、「通常考え得る程度の誤操作」により発生したものと見ることもできるものであり、したがって、園児が死亡するとの本件事故は、Y4の過失のほか、本件駐車場の瑕疵によって発生したものと見ることもできるのである。なお、Y4の運転誤操作が「通常考え得る程度の誤操作」ではなかったとしても、本件駐車場柵には瑕疵が存在していたのであって、損害発生の一因をなしたことに間

違いはない。したがって、法人 Y1 は当該瑕疵に因る損害の範囲内で土地工作物責任を負うことになる⁽²⁸⁾。

③その他の考察——園舎屋上に駐車場を設置することの当否について

本節での検討の最後に、園舎屋上に駐車場を設置することの当否について言及しておくこととしたい。この点について X1・X2 は、法人 Y1 らの安全配慮義務として、園庭に面した園舎屋上に駐車場を設置してはならない義務がそもそも存在した旨の主張をしていたが（判例時報 1898 号 89 頁）、これに対して判決は、法人 Y1 の代表者理事 Y2 の責任を判断する箇所において、「園庭に面した園舎の上部に屋上を利用した駐車場を設置することを禁じた法令はなく、社会通念上そのような構造設備の保育園を設置することが許されないとまではいえない。」と述べて、原告の主張を退ける判断をしている（判例時報 1948 号 92 頁）。以上については確かに、児童福祉施設の設備運営基準を定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）には、園庭に面した園舎屋上に駐車場を設置してはならない旨を定める条文は見当たらないから、法的にはそのように言うことができると思われる。また、本件事故を受けて厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長が発出した通知「保育所に設置されている屋上駐車場での自動車転落事故防止対策について（雇児保発第 0701001 号平成 16 年 7 月 1 日）」においても、表題にあるように、「屋上駐車場を設置している保育所」が存在することを前提として、各都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）長に対して、以下の指導を当該保育所に対して行うことを求めている。すなわち、上記保育所等にあつては、「危機管理の観点から現状を点検し、問題点を把握することにより、児童の安全確保等のより一層の徹底」が図られるよう、上記保育所等に対して指導を行うことを求めている。しかし、園庭に隣接する園舎の屋上に駐車場を設置することについては、保育所に存在する危険の除去の必要性の観点からみて、また、保育所における保育の安全な実施環境の確保の観点からみて、適当であると言えるのかどうかについてよく検討する必要があるのではないかと考える。本件事故を教訓として、児童の安全と保育活動の保障を最優先とした駐車場の設計と設置が、保育施設において必要であると考えるのである⁽²⁹⁾。

(3) 法人代表者理事 Y2 及び保育所園長 Y3 の責任について

法人代表者理事 Y2 及び保育所園長 Y3 の責任について判決は、一審判決を変更して、両者について民法 709 条の不法行為責任を認める判断をしている。この部分の判断において判決が目しているのは次の 2 点である。まず 1 点目は、Y2 が、法人 Y1 が経営する本件保育園の業務について委任ないし準委任されていた者で、本件保育園の修繕等について専決で処理できる権限を有していたという点である。また、Y3 が、本件保育所の園長として本件保育所の施設管理、人的管理等について委任ないし準委任されていた者であったという点である。そして 2 点目は、本件事故が発生する以前に、本件駐車場で「本件駐車場 2 月事故」が発生していた（1. 事案の概要(3)）という点である。

とくに判決は後者の事実に注目しているが、判決が、本件駐車場 2 月事故の態様から、「一般人であれば、本件駐車場柵に本件駐車場 2 月事故発生以前の状態に復元するだけでは、自動

車の衝突・転落という事故が発生することを十分防ぐことはできず、何らかの対策を講じる必要があることは十分認識できたと認められる。」と述べて、本件駐車場での自動車転落事故がY2・Y3において予見可能な事故であったことを指摘している点が重要である。

そして判決は、以上の予見可能性の存在を前提として、Y2及びY3の行為義務（具体的には、Y2について、㉗本件駐車場2月事故の態様（原因）の確認義務、㉘本件駐車場柵の損傷の程度等の確認義務、㉙本件駐車場の構造の安全性の検討義務、㉚安全性の調査ないし確認を設計事務所等に求める義務、Y3について、㉛本件駐車場2月事故の態様（原因）の確認義務、㉜本件駐車場柵の損傷の程度等の確認義務、㉝本件駐車場の構造の安全性の検討義務、㉞Y2に対し、設計事務所等に安全性に関する調査を求めるよう勧告する義務、㉟安全性が確認されるまで、本件駐車場の利用を中止する等所要の措置をとるべき義務）を設定しているが、判決は、Y2・Y3には以上の行為義務のすべてに違反があったとして、また、以上の行為義務違反により、本件事故の発生防止についての結果回避義務（損害発生防止のための措置義務。具体的には、本件駐車場柵の強化や本件駐車場の使用禁止等の義務）の違反があったとして、Y2・Y3には、本件事故につき、民法709条の不法行為責任があるとした。

以上の判決の判断は妥当であると言うべきであるが、ここではとくに、判決が、Y3には、「安全性が確認されるまで、本件駐車場の利用を中止する等所要の措置をとるべき注意義務があった」（傍点筆者）とした点、また判決が、Y3の注意義務違反の内容として、「保育士らに対し、本件駐車場のすぐ下にある本件園庭に園児らを近づけないようにという指示ないし指導をしたこともなかったこと」などを挙げている点に注目しておきたい。保育所の管理・運営について責任を負う園長には、㊱保育所設備（本件では本件駐車場）の安全性を確認する義務があるということ、㊲安全性が確認できない場合には、保育所設備の利用を中止する措置を採る義務があるということ、そして、㊳保育士らに対して、保育所設備（本件では本件駐車場に隣接する園庭）の利用について、児童の安全確保の観点から必要な指示ないし指導を行う義務があるとしている点が重要といえる。保育所における保育は、保育所の構造設備の安全性の確保と児童の安全の確保を基本として成り立つということを、いま一度、銘記する必要があると言えるのである。保育所園長の責任は大きいと言えよう。

IV おわりに

本稿では、保育施設の構造設備の安全性が争点となった2つの裁判例について検討してきたが、最後に、保育施設の構造設備の安全性の確保のための行政のあり方について問題提起をして本稿を閉じることにした。それは、保育所の設置認可、及び認可施設の行政上の監督に関してであるが、これら2つは、児童の安全の確保の観点から、より実質的な審査ないし実地検査等（児童福祉法46条1項、児童福祉法施行令38条参照）がなされる必要があるのではないかと考えている。たとえば、児童福祉施設の設置認可について法令は、児童福祉施設の設置認可を受けようとする者に対して、「建物その他設備の規模及び構造並びにその図面」を都

道府県知事に提出することを求めているが（児童福祉法施行規則37条1項2号、同条2項、37条6項は、変更の場合について、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならないと定める。）、以上の内容が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準5条5項（具体的には、同基準に従って条例で定められる都道府県の基準。児童福祉法45条1項、2項参照）が求める危害防止の観点からの「十分な考慮」に適うものであるかどうかの審査が実質的になされる必要があるのではないかと考えるのである。以上の点は、今後の検討課題としたい。

ところで、本稿で取り上げた2つの裁判例は、1つは、保育所の建物玄関前のタイルレンガ製の玄関ポーチの「設置又は管理上の安全配慮義務」が争点となったものであり、もう1つは、園庭に隣接する園舎の屋上に設置されていた駐車場の「設置又は保存の瑕疵」が主な争点となったものであった。このように2つの裁判例は、保育所の構造設備の安全性を争点とする裁判例であったという点では共通するものであったが、損害賠償責任の追及の仕方の点では異なるものであり、それにより、責任の成立要件も異なるものであった。そうすると、本稿のタイトルは、「保育施設の構造設備の安全性を争点に含む保育事故の裁判例の考察」とするべきであったと今更ながらに思う次第である。タイトルの命名に慎重さを欠いたことを反省したいと思う。

注

- (18) 本事件を紹介する文献として、升田純「保育園の園舎の屋上に設置された駐車場から自動車落下し、園児が死亡した事故について、保育園を経営する法人の代表者、園長の不法行為が肯定された事例」Lexis判例速報第11号（2006年9月）63-65頁がある。
- (19) 本ウェブサイトのURLは、<http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/index.php>である。
- (20) [http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/case_card.php?accident_type\[4\]=1&human_type\[01\]=1&limit=50&order=accident_level&sort=asc&page=1&id=1128](http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/case_card.php?accident_type[4]=1&human_type[01]=1&limit=50&order=accident_level&sort=asc&page=1&id=1128). この事故の発生状況については、朝日新聞2006年1月17日朝刊も参照のこと。
 新聞報道によれば、以上の事故について町は（本件事故発生の保育所は、福島県下郷町の町立保育所である）、事故発生の直後に、再発防止策として、防護ネットを屋根から雪が落ちる危険性のある部分を囲むように張り巡らしたとのことであり（朝日新聞2006年1月20日朝刊（地方版））、また、2016年11月に、「保育所の玄関側の屋根に設置されていたステンレス製の雪止めを、園庭側の屋根にも増設する工事」を行ったとのことである（朝日新聞2007年1月16日朝刊（地方版））。なお、本件事故については、保育所の当時の所長と係長、保育士2人の4人が業務上過失致死傷罪で罰金刑を受けたとのことである（朝日新聞2007年3月7日朝刊（地方版）、同2008年4月2日朝刊（地方版））。また、町議会は、賠償金4600万円を遺族に支払うとした町提出の議案を可決したとのことである（朝日新聞2008年9月21日朝刊（地方版））。
- (21) 保育所の園庭で発生した事故については、内閣府作成の「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、少なからぬ事故の事例が報告されている（内閣府ホームページの「内閣府の政策 子ども・子育て本部 子ども・子育て支援新制度 制度の概要」欄（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>）を参照のこと）。
- (22) 能見善久、加藤新太郎『論点体系 判例民法〈第2版〉8 不法行為Ⅱ』（第一法規、2013年）397頁 [下村信江執筆]。なお、民法717条の特別法であるとされる国家賠償法2条という公の

- 営造物の設置又は管理の「瑕疵」については、塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕行政救済法』（有斐閣、2013年）336頁を参照のこと。
- (23) 本通達は、建設省（当時）住宅局建築指導課長より、特定行政庁建築主務部長宛てに発出されたものである。
- (24) 国土交通省住宅局建築物防災対策室によれば、当該強度は、「25トンの自動車が時速20キロで外壁等に衝突した場合にも自動車が落下しないような配慮を求め」るものであるとのことである（国土交通省住宅局建築物防災対策室「駐車場における自動車転落事故防止対策について」建築防災322号（2004年11月）10頁）。
- (25) 昭和61年建設省通達が示す昭和61年設計指針の策定経緯については、国土交通省から次のような説明がなされている。すなわち、「駐車場の安全基準については、昭和50年代から60年代にかけて立体駐車場における自動車の転落事故が相次いだことから、昭和61年に（財）日本建築センターと（株）日本駐車場工学研究会により『立体駐車場における自動車の転落防止に関する調査報告書』が取りまとめられ、それを受けて建設省（当時）建築指導課から自動車転落事故防止のためのガイドラインを発出していました。」との説明がなされている（国土交通省住宅局建築物防災対策室・前掲注(24)9頁）。
- (26) しかし、昭和61年設計指針の以上の内容は、本件事故を受けて、平成15年2月25日の国土交通省住宅局建築指導課長通知「駐車場における自動車転落事故防止対策について（技術的助言）」（国住指発8290号。各都道府県建築主務部長宛て）（以下「平成15年国交省通知」という）により、以下のように改正されることとなった。すなわち、「建築物又は建築物の敷地に設ける駐車場（以下単に「駐車場」という。）において、通常考え得る程度の誤操作により、自動車が駐車場の外壁等を突き破り転落する事故を防止することを目的とする。」「直下の地面からの高さが5.1メートル（多数の者の利用する道路、広場等に転落するおそれがある場合は2.1メートル）以上である駐車場その他の自動車が転落することにより重大な事故が生じるおそれのあるものに適用する。」（以上の下線は筆者による）と改められたのであった。なお、この見直しについて国土交通省住宅局建築物防災対策室は、当時、以下の内容のコメントを行っている。まず、見直しの背景と経緯について、昭和61年建設省通達のガイドラインは「立体駐車場を対象としていたことから、今回の事故（筆者注、本件事故）を踏まえ、国土交通省としては、屋上駐車場についての技術的な対策が不十分との認識の元、このガイドラインの見直しに着手しました。」と述べている。そして、目的の見直しについて、「名古屋市の事故をかんがみ、屋上や敷地内に設けられる駐車場においても用いられるよう改正しました。」と述べ、適用範囲の見直しについて、「名古屋市の事故をかんがみ、園庭等の特定の多数の者が利用する部分に転落するおそれのあり場合であっても公共の用に供する部分に転落するおそれのある場合と同等の配慮を求めるとしました。」と述べている。以上に確認したように、平成15年国交省通知は、本件事故の発生を踏まえて改正されたとの経緯があるものであり、国土交通省としては、この通知をもって、園舎の屋上に設置された駐車場についても、国土交通省作成の設計指針（ガイドライン）の対象となる駐車場とするしたのである。
- (27) 参照、橋本佳幸、大久保邦彦、小池泰『民法V 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011年）279頁 [小池泰執筆]。
- (28) 他人の過失が競合した場合などの工作物責任の範囲については、参照、加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974年）197頁、幾代通、徳本伸一『不法行為』（有斐閣、1993年）169頁。
- (29) 保育所における駐車場の整備については、たとえば、名古屋市は、次のような方針を示している。まず、「平成29年度に保育所もしくは幼保連携型認定こども園を整備する法人の公募要項（自主財源での整備）」の「6 設備基準等 (4)設計・工事に係る配慮事項」の箇所において、「保護者の自動車による送迎を考慮し、概ね定員の1割程度の駐車台数を確保するよう努めるこ

と。」としている（因みに、名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱の第18条は、「設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。」と定めている）。また、名古屋市子ども青少年局保育部作成の「保育所・幼保連携型認定こども園整備マニュアル」（平成28年8月）は、「2-1 保育所等の設備整備基準 5 その他」の箇所において、「『駐車場における自動車転落事故を防止するための措置等に関する設計指針（昭和61年住指発第185号）』等に従い、児童等の安全確保について万全を尽くしてください。また、送迎時の保護者等のため、十分な駐停車スペースをできる限り敷地内に確保するようにし、絶対に路上駐車をさせないようにしてください。」としている。

ところで、文部科学省は、「学校教育を進める上で必要な施設機能を確保する」ことを目的として、「計画・設計上の留意事項を示した『学校施設整備指針』を学校種ごと（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，特別支援学校）に策定している」が（文部科学省のホームページの次の箇所を参照のこと。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/gaiyou/1368309.htm）、このうち、「幼稚園施設整備指針」（平成28年3月、文部科学省大臣官房文教施設企画部）は「第4章 園庭計画 第6 門、囲障等 3 駐車場等」の箇所において、駐車場の設置について以下の記述をしている。すなわち、「(1) 必要最小限の自動車や自転車等の駐車及び円滑かつ安全な出入りに必要な面積、形状等を計画することが重要である。(2) 出入りに伴う騒音、排気ガス等が教育活動や周辺に影響を及ぼすことのないよう計画することが重要である。(3) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、死角とならない場所に配置し、来訪者を適確に確認できる構造とすることが重要である。(4) 必要に応じ、通園バスの駐車場や送迎の際の乗降場所、保護者、幼稚園開放における利用者、外部からの訪問者の自転車やペーパークー等を置くための場所を計画することが重要である。」と記述している。

幼稚園施設整備指針などの学校施設整備指針は、学校設置者に対して、「学校施設の計画及び設計に当たり、安全上、保健衛生上、指導上その他の学校教育の場として適切な環境を確保するため、関係法令等の規定に基づくことはもとより、本指針の関係留意事項に十分配慮すること」を求めているが、教育・保育施設（子ども・子育て支援法7条4項）の1つである保育所についても、「幼稚園施設整備指針」に準ずる指針が必要ではないかと考える。

（受理日 2017年8月23日）